

2014.6.21

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール (現時点の進捗を元にしたイメージ)

	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
幼稚園		中教審における検討		周知・徹底					
小学校		中教審諮問 26・11・20	改訂 29・3・31	周知・徹底	教科書検定	採択・供給	使用開始		
中学校		改訂 29・3・31	改訂 28・12・21	周知・徹底					
高等学校				改訂	周知・徹底				
実施状況							30年度～全面実施	32年度～全面実施	33年度～全面実施
注記				29年度 6月 取組課程アキアキム			東京オリンピック パラリンピック		2022大阪万博

次世代の学校・地域創生(中) (平成27年12月21日) 文科省 H20-1月

一億総活躍社会の実現！ 地方創生の推進！

高年齢人口は増大する一方で生産年齢人口は減少	少子化の進展に伴い、激しく国際競争は激化
学校の抱える課題は著しく複雑化・多様化	地域社会の支え合いの希薄化、家庭の孤立化

「次世代の学校・地域の創生を車の両輪として課題を克服！」

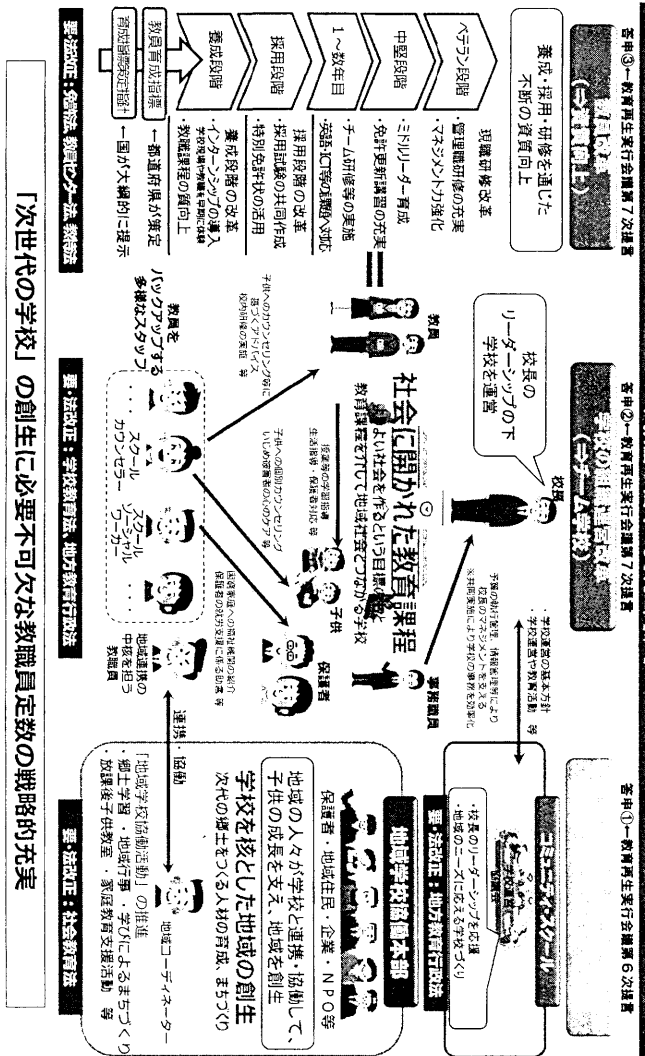
- 学校**

 - 「社会に開かれた教育課程」の実現
 - 知識・技能とそれを活用する力、他者と協働する力の育成
 - アクテイング・ラーニングの視点に立った学びの推進
 - 次世代の学校創生に必要な不可欠な指導体制の質・量・両面での充実
 - 教員が生涯を通じて研鑽できる環境づくり
 - いじめや不登校、発達障害等と教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・分担して対応
 - 「地域とともにある学校」への転換
- 地域**

 - 次代の親士をつくる人材の育成
 - 地域の資源を学校教育、社会教育に活かす
 - 学校を核としたまちづくり
 - 生徒と地域住民が主体的に課題を発見・解決し、地域課題に向き合う
 - 地域で家庭を支援し、子育てできる環境づくり
 - 放課後・早朝の子供の居場所、学習・部活動支援
 - 学び合いを通じた社会的包摂
 - 若者、大人も子供・地域のためにできることを考え、自己実現

中央教育審議会3答申(平成27年12月21日)の内容の具体化を強かに推進
 「次世代の学校・地域」が両輪となった体系的な施策を展開！
 文部科学省として今後取り組むべき具体的施策と改革工程表を明示！

「次世代の学校・地域創生プラン(創生プラン)」



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実
 子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」 「地方創生」の実現

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

※高校教育については、些末な事象的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

幼児教育において育みたい資質・能力の整理

別添 1

小学校
以上

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力・人間性等

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。

知識・技能の基礎

（遊びや生活の中で、豊かな体験を通して、何を感じたり、
何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか）

- ・基本的な生活習慣や生活に必要な
技能の獲得・身体感覚の育成
- ・規則性、法則性、関連性等の発見
- ・様々な気付き、発見の喜び
- ・日常生活に必要な言葉の理解
- ・多様な動きや芸術表現のための基礎
的な技能の獲得
等

思考力・判断力・表現力等の基礎

（遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなどもい
ながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）

- ・試行錯誤、工夫
予想、予測、比較、分類、確認
- ・他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを
生み出す喜びや楽しさ
- ・言葉による表現、伝え合い
- ・振り返り、次への見通し
- ・自分なりの表現
- ・表現する喜び等

遊びを通しての 総合的な指導

- ・思いやり
- ・安定した情緒
- ・自信
- ・相手の気持ちの受容
- ・好奇心、探究心
- ・葛藤、自分への向き合い、折り合い
- ・話し合い、目的の共有、協力
- ・色・形・音等の美しさや面白さに対する感覚
- ・自然現象や社会現象への関心
等

学びに向かう力・人間性等

（心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか）

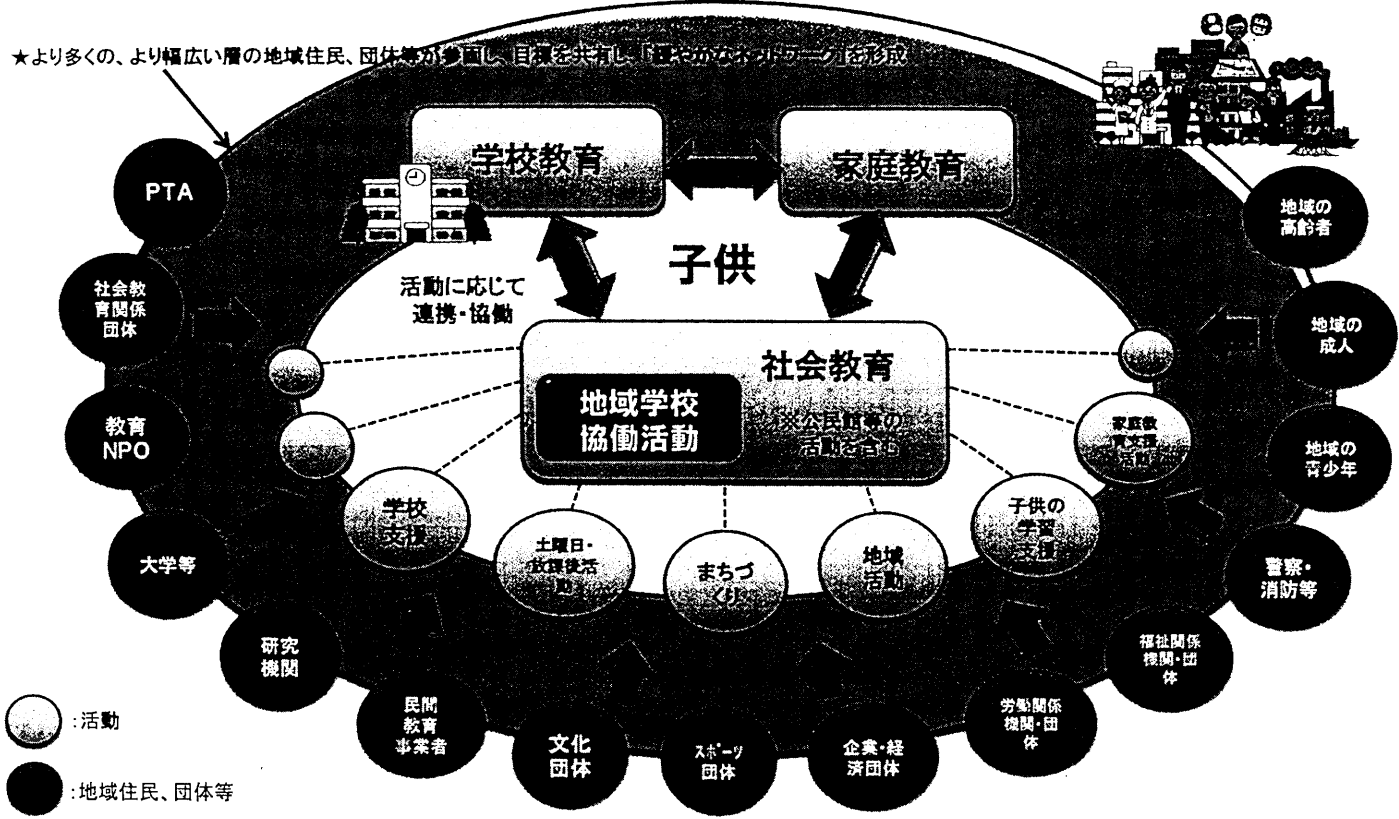
・三つの円の中で例示される資
質・能力は、五つの領域の「ね
らい及び内容」及び「幼児期の
終わりまでに育ってほしい姿」か
ら、主なものを取り出し、便宜的
に分けたものである。

環境を
通して
行う
教育

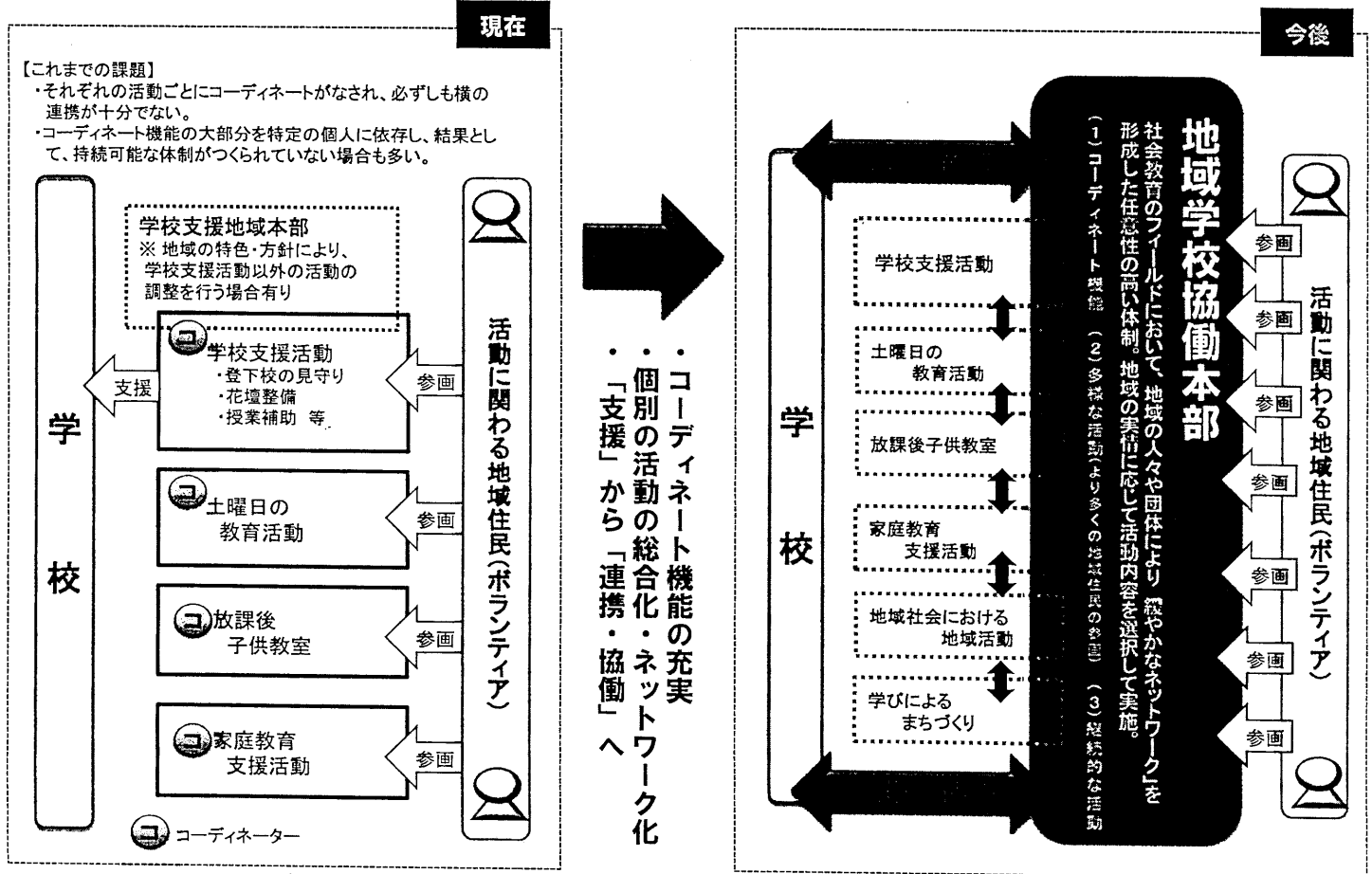
地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体が参画し、目標を共有し「つながり」が育まれる



今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方～目指すべきイメージ～



保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要

(平成28年12月21日)

社会保障審議会児童部会保育専門委員会

背景(保育をめぐる近年の状況)

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664件(H20)→103,286件(H27))等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に乳児保育については、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものとの関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。)

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

- (1) 保育の内容 保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲。
- (2) 多様な在園児への配慮 一人一人の生活の流れを考慮して創意工夫。
- (3) 2歳児から3歳児への移行の配慮 3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮。

4. その他の課題

- (1) 小規模保育、家庭的保育等への対応 指針が準用されることを想定し、記載を工夫。
- (2) 周知に向けた取組 指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。
- (3) 保育の質の向上に向けて 改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. の「改定の方向性」を踏まえ、以下のように章構成を見直し。

具体的な章構成(案)

第1章 総則

- ①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- ①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- ①子どもの健康支援 ②食育の推進 ③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え

第4章 子育て支援

- ①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- ①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

保育所保育指針の改定のイメージ

指針の構成のイメージ(たたき合案)	
第1章 総則	第2章 保育の内容
1 保育所保育に関する基本原則 (1) 保育所の役割 (2) 保育の目標 (3) 保育の方法 (4) 保育の環境 (5) 保育所の社会的責任 2 養護に関する基本的事項 (1) 養護の理念 (2) 養護に関わるわらわら及び内容 ※生命の保持・情緒の安定について記載 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成 (2) 指導計画の作成 (3) 指導計画の展開 (4) 保育内容等の評価 (5) 評価を踏まえた計画の改善 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 (1) はぐくみたい質習・能力 (2) 幼児期の終わりにまで育ってほしい姿 ※各幼児教育施設で共有すべきイメージについて記載	1 乳児保育に関わるわらわら及び内容 (1) 基本的事項 ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載 ※養護と教育が一体となって展開される旨を記載 (2) わらわら及び内容 ※「暖やかに育つ」気持ちや「個性が育つ」という視点 ※「内容の取扱い」についても記載 (3) 保育の実施に関わる配慮事項 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるわらわら及び内容 (1) 基本的事項 ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載 ※養護と教育が一体となって展開される旨を記載 (2) わらわら及び内容 ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点 ※「内容の取扱い」についても記載 (3) 保育の実施に関わる配慮事項

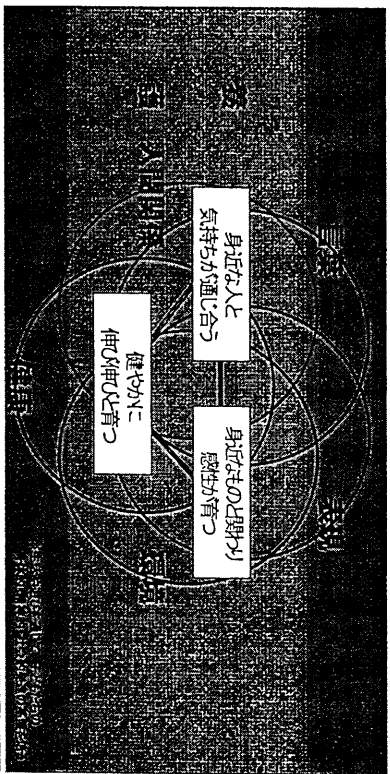
保育所保育指針の改定のイメージ

第4章 子育て支援	第5章 職員の資質向上
1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 (1) 保育所の特性を生かした子育て支援 (2) 子育て支援に関し留意すべき事項 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 (1) 保護者との相互理解 (2) 保護者との状況に配慮した個別の支援 (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援 3 地域の保護者等に対する子育て支援 (1) 地域に開かれた子育て支援 (2) 地域との関係機関等との連携	1 職員の資質向上に関する基本的事項 (1) 保育所職員に求められる専門性 (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組 ※「キャリアパス」を踏まえた研修体系の充実・体系化について記載 2 施設長の責務 (1) 施設長の責務と専門性の向上 (2) 職員の研修機会等の確保等 3 職員の研修等 (1) 職種における研修 (2) 外部研修の活用 4 研修の実施体制等 (1) 体系的な研修計画の作成 (2) 組織内での研修成果の活用 (3) 研修の実施に関する留意事項

保育所保育指針の改定のイメージ

第3章 健康及び安全	第3章 健康及び安全
3 3歳以上児の保育に関わるわらわら及び内容 (1) 基本的事項 ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載 ※養護と教育が一体となって展開される旨を記載 (2) わらわら及び内容 ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点 ※「内容の取扱い」についても記載 (3) 保育の実施に関わる配慮事項 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1) 保育全般に関わる配慮事項 (2) 小学校との連携 (3) 家庭及び地域社会との連携	1 子どもの健康支援 (1) 子どもの健康状態並びに栄養及び栄養状態の把握 (2) 健康増進 (3) 疾病等への対応 ※食物アレルギー等への対応に関して記載 2 食育の推進 (1) 保育所の特性を生かした食育 (2) 食育の環境の整備等 3 環境及び衛生管理並びに安全管理 (1) 環境及び衛生管理 (2) 事故防止及び安全対策 ※重大事故が発生しやすい場面について記載 (健康中、プール活動、水遊び中、食事中等) 4 災害への備え (1) 施設・設備等の安全確保 (2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え (3) 地域との関係機関等との連携

0歳児の保育内容の記載のイメージ



○乳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達を促すという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に「身近な人と気持ちよく合う」「身近なものとの関わり 感性が育つ」「健康やかに伸び伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実。

○「身近な人と気持ちよく合う」という視点からは、主に現行指針の「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のわらわら内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、応答的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。

○「身近なものとの関わり 感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のわらわら内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構築を意図して記載。